

議案第113号

公立大学法人大阪運営協議会規約の一部変更に関する協議について

公立大学法人大阪運営協議会規約の一部変更について次のとおり協議する。

公立大学法人大阪運営協議会規約の一部を改正する規約案

公立大学法人大阪運営協議会規約の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号ア中「第3項まで」を「第3項まで、第19条の2第2項及び第4項」に、「第4項、第31条第1項」を「第3項」に、「第77条の3」を「第77条の3、第79条の2第1項」に改め、同号イ中「第6条第4項」を「第6条第4項、第13条第4項後段及び第6項第2号、第19条の2第4項」に、「第29条第1項、第34条第1項及び第4項、第40条第7項、第44条第1項並びに第46条」を「第34条、第35条第1項後段、第40条第6項、第44条第1項、第46条、第56条の2第1号及び第2号並びに第78条の2第2項」に改め、同号ウ中「第13条第5項、第14条第4項」を「第13条第9項、第13条の2、第14条第5項」に改め、「第29条第1項」を削り、「第48条第2項」を「第48条第2項、第56条の3第3項」に改め、同号エ中「第22条第3項、」、「第26条第3項、第31条第2項、第34条第3項、第40条第5項、第41条第4項」及び「及び第6項」を削り、「第44条第2項」を「第44条第2項、第78条第4項、第79条の2第2項」に、「並びに」を「及び」に改め、同号オ中「第28条第4項（法第30条第3項において準用する場合を含む。）」を「第78条の2第5項」に改める。

附 則

この規約は、大阪府議会及び大阪市会のうち最後に議決した議会の議決の日から施行する。ただし、第4条第1項第1号アの改正規定（「第3項まで」を「第3項まで、第19条の2第2項及び第4項」に改める部分に限る。）及び同号イの改正規定（「第6条第4項」を「第6条第4項、第13条第4項後段及び第6項第2号、第19条の2第4項」に改める部分（第19条の2第4項に係る部分に限る。）に限る。）は、平成32年4月1日から施行する。

平成30年 5 月15日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

公立大学法人大阪運営協議会の担任する事務の範囲を改めるため、規約の一部を変更する必要があるので、地方自治法第252条の6の規定によりその例によることとされる同法第252条の2の2第3項本文の規定により、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

公立大学法人大阪運営協議会規約 (抄)

(担任する事務)

第4条 協議会は、次に掲げる事務（法人の設立団体に係るものに限る。）を管理し、及び執行する。

(1) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）に規定する事務のうち、次に掲げるもの

ア 法第14条第2項、第17条第1項から第3項まで、第19条の2第2項及び第4項、第22条第1項、第23条第1項、第25条第1項及び第2項第1号、第26条第1項及び第4項、第31条第3項

第1項、第34条第1項、第36条、第39条、第40条第3項及び第4項、第41条第1項ただし書及び第2項ただし書、第42条の2第1項、第2項、第3項ただし書及び第4項、第44条第1項、第55条、第71条第2項及び第8項、第77条の3、第79条の2第1項、第79条の3第1項、第2項及び第5項、第79条の4、第121条第1項並びに第122条第1項に規定する権限の行使に関する事務

イ 法第6条第4項、第13条第4項後段及び第6項第2号、第19条の2第4項、第22条第2項、第26条第1項及び第2項第7号、第27条第1項、第29条第1項、第34条第1項及び第
、第35条第1

4項、第40条第7項、第44条第1項並びに第46条、第56条の2第1号及び第2号並びに
項後段 第6項、

第78条の2第2項の規定により条例又は規則で定めるものとされている事項を定めることに関する事務

ウ 法第13条第5項、第14条第4項、第17条第4項、第27条第1項、第29条第
第9項、第13条の2 第5項

1項、第34条第1項、第45条、第56条第1項において準用する法第48条第2項、第56条の
3第3項、第57条第2項、第78条第3項及び第122条第2項に規定する届出、報告等の受理に関する事務

エ 法第22条第3項、第25条第3項、第26条第3項、第31条第2項、第34条第3項、第40条
第5項、第41条第4項、第42条の2第5項及び第6項、第44条第2項、第78条第4項、第
79条の2第2項、第108条第2項並びに第112条第2項に規定する評価委員会への意見聴取
及び

に関する事務

オ 法第28条第4項（法第30条第3項において準用する場合を含む。）に規定する評価委員
第78条の2第5項

会からの報告の受理に関する事務

カ 省 略

(2)-(3) 省 略

2 省 略

(参 考)

地方自治法（抄）

（協議会の設置）

第252条の2の2 省 略

2 省 略

3 第1項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。ただし、普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図るため普通地方公共団体の協議会を設ける場合は、この限りでない。

4 - 6 省 略

（協議会の組織の変更及び廃止）

第252条の6 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の協議会を設ける普通地方公共団体の数を増減し、若しくは協議会の規約を変更し、又は協議会を廃止しようとするときは、第252条の2の2第1項から第3項までの例によりこれを行わなければならない。

